

防災基本計画（抄）

平成7年7月
国土庁中央防災会議

この計画の目的

災害対策基本法に基づくこの計画は、震度7を記録し5千5百人を数える死者・行方不明者をもたらした阪神・淡路大震災など近年経験した大規模な災害の経験を礎に、近年の防災をめぐる社会構造の変化等を踏まえ、我が国において防災上必要と思料される諸施策の基本を、国、公共機関、地方公共団体、住民それぞれの役割を明らかにしながら定めるとともに、防災業務計画及び地域防災計画において重点をおくべき事項の指針を示すことにより、我が国の災害に対処する能力の増強を図ることを目的とする。

したがって、本計画は災害に関する経験と対策の積み重ね等により随時見直されるべき性格のものであり、今後必要に応じて修正を加えてゆくものとする。

第2編 震災対策編

第1章 災害予防

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

5. 避難収容活動関係

地方公共団体は、高齢者、障害者その他のいわゆる災害弱者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導體制の整備に努めるものとする。

第3節 国民の防災活動の推進

3. 国民の防災活動の環境整備

(2) 防災ボランティア活動の環境整備

地方公共団体は、ボランティア団体と協力して、発災時の防災ボランティアとの連携について検討するものとする。

国及び地方公共団体は、日本赤十字社、社会福祉協議会等やボランティア団体との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。その際、平常時の登録、研修制度、災害時におけるボランティア活動の調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保等について検討するものとする。

第2章 災害応急対策

第5節 避難収容活動

4. 災害弱者への配慮

避難誘導、避難場所での生活環境、応急仮設住宅への収容に当たっては高齢者、障害者等災害弱者に十分配慮すること。特に高齢者、障害者の避難場所での健康状態の把握、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、災害弱者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。

第7節 保健衛生、防疫、遺体の処理等に関する活動

特に、高齢者、障害者等災害弱者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボラ

ンティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

地方公共団体は、保健婦等による巡回健康相談等を実施するものとする。

厚生省は、必要に応じ、又は被災地方公共団体の要請に基づき、保健婦等の派遣計画の作成など保健活動の調整を行うものとする。

地方公共団体は、避難場所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるものとする。

厚生省は、必要に応じ又は被災地方公共団体の要請に基づき、他の地方公共団体からの協力確保等必要な調整を行うものとする。

第12節 自発的支援の受入れ

大規模な災害発生が報道されると、国内・国外から多くの善意の支援申し入れが寄せられるが、国、地方公共団体及び関係団体は、適切に対応する。

1. ボランティアの受入れ

国、地方公共団体及び関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入れ体制を確保するよう努めるものとする。ボランティアの受入れに際して、老人介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。

2. 国民等からの義援物資、義援金の受入れ

(1) 義援物資の受入れ

被災地方公共団体は、関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資につ

いて、受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を非常本部等並びに報道機関を通じて国民に公表するものとする。また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努めるものとする。国及び被災地以外の地方公共団体は必要に応じ義援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地のニーズについて広報を行うものとする。

(2) 義援金の受入れ

義援金の使用については、地方公共団体が義援金収集体と配分委員会を組織し、十分協議の上、定めるものとする。

第3章 災害後旧・復興

第4節 被害者等の生活再建等の支援

厚生省及び地方公共団体は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付並びに生活福祉資金の貸付により、被災者の自立的な生活再建の支援を行うものとする。これを含む各種の支援措置を早期に実施するため、地方公共団体は、発災後早期に被災証明の交付体制を確立し、被災者に被災証明を交付するものとする。

第6編 防災業務計画及び地域防災計画において重点をおくべき事項

第2章 災害応急対策に関する事項

28 災害時における高齢者、障害者等の福祉の確保に関する事項

援助を必要とする高齢者、障害者等の居所等の状況についての情報の把握、生活環境に配慮した避難場所の確保、必要な福祉サービスの提供に関する計画。